



金 沢 市 公 報

第 2 7 6 7 号

平成25年(2013年)7月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
平成25年告示第51号(鈴木大拙館の入館料の徴収事務の委託について)の変更について (企画調整課)	1
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	2
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	3
平成25年告示第55号(金沢市立中村記念美術館等の入場料等の徴収事務の委託について)の変更について (文化政策課)	4
平成25年告示第56号(金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について)の変更について (")	4
平成25年告示第57号(前田土佐守家資料館及び金沢市老舗記念館の共通観覧料の徴収事務の委託について)の変更について (")	4
平成25年告示第58号(金沢湯涌江戸村の入園料等の徴収事務の委託について)の変更について (歴史建造物整備課)	4
平成25年告示第59号(普通徴収に係る個人の市民税等の収納事務の委託について)の変更について (税 務 課)	4
平成25年告示第70号(普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について)の変更について (医療保険課)	5
平成25年告示第72号(粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について)の変更について (リサイクル推進課)	5
公 告	
予防接種を行う医師の承諾の撤回について (健康総務課)	5

浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	5
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	6
議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	7
監査公表	
監査公表(第10号) (監査事務局)	7
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	9
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	10
平成25年公営企業告示第11号(水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について)の変更について (お客さまサービス課)	11
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	12
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	12

告 示

●金沢市告示第197号

平成25年告示第51号(鈴木大拙館の入館料の徴収事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	理事長 松田 昭一	理事長 山口 亮	平成25年6月11日

●金沢市告示第198号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項（同条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
 金沢市営木越団地自転車駐車場
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 113台
 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成25年6月1日から同月30日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号
 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成25年7月11日から同年10月10日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第199号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	5台	
香林坊地区自転車等放置禁止区域	5台	
		1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	1台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	6台	
片町地区自転車等放置禁止区域	4台	
豎町地区自転車等放置禁止区域	1台	
		1台
入江3丁目地内	2台	
寺町1丁目地内	2台	
西念4丁目地内	4台	
吉原町地内	1台	
打木町地内	1台	
新保本2丁目地内	1台	
増泉2丁目地内	5台	
木ノ新保町地内	1台	
北塚町地内	2台	
西金沢3丁目地内	5台	
菊川1丁目地内	2台	
泉3丁目地内	2台	
広坂2丁目地内	3台	
元町2丁目地内	3台	
みどり3丁目地内	1台	
横川6丁目地内	1台	
問屋町1丁目地内	2台	
割出町地内	4台	
横川3丁目地内	1台	
片町1丁目地内	7台	
森山1丁目地内	1台	
駅西本町3丁目地内	1台	
専光寺町地内	1台	

2 自転車等を撤去し、保管した日

平成25年6月1日から同月30日まで

3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成25年7月11日から平成26年1月10日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第200号

平成25年告示第55号（金沢市立中村記念美術館等の入場料等の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	理事長 松田 昭一	理事長 山口 亮	平成25年6月11日

●金沢市告示第201号

平成25年告示第56号（金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	理事長 松田 昭一	理事長 山口 亮	平成25年6月11日

●金沢市告示第202号

平成25年告示第57号（前田土佐守家資料館及び金沢市老舗記念館の共通観覧料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	理事長 松田 昭一	理事長 山口 亮	平成25年6月11日

●金沢市告示第203号

平成25年告示第58号（金沢湯涌江戸村の入園料等の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	理事長 松田 昭一	理事長 山口 亮	平成25年6月11日

●金沢市告示第204号

平成25年告示第59号（普通徴収に係る個人の市民税等の収納事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称及び代表者の氏名	株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 水野 涉	山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	平成25年7月1日

●金沢市告示第205号

平成25年告示第70号（普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称及び代表者の氏名	株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 水野 渉	山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	平成25年7月1日

●金沢市告示第206号

平成25年告示第72号（粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称及び代表者の氏名	株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 水野 渉	山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	平成25年7月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		承諾撤回年月日
	医 療 機 関 名	所 在 地	
木村 政徳	木村内科医院	金沢市間明町1丁目346番地	平成25年6月20日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
80	近畿環境サービス株式会社	大阪府大阪市西淀川区歌島2丁目1番12号	平成25年6月19日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成25年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市米泉町7丁目48番1及び48番4から48番9まで	金沢市泉野町1丁目9番9号 中央土地建物株式会社 代表取締役 高澤 和浩	道路 金沢市米泉町7丁目48番9
金沢市土清水2丁目109番1から109番7まで	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社東山地所 代表取締役 荒矢 勇三	道路 金沢市土清水2丁目109番4
金沢市横川5丁目12番1から12番5まで	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社第一地所 代表取締役 山岸 宏	道路 金沢市横川5丁目12番4

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,324人

●金沢市選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,055人

●金沢市選挙管理委員会告示第40号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,055人

●金沢市選挙管理委員会告示第41号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,324人

●金沢市選挙管理委員会告示第42号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

61,028人

監 査 公 表

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年7月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中		仁
金沢市監査委員	福	田	太	郎

1 財産の管理等状況監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年6月6日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局長寿福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日（平成20年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>公有財産の管理について</p> <p>多数の市民が利用する公共建物にあっては、建築基準法の改正により建築物や建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられたところであるが、その点検が未だ実施されていないので、実施体制などを全庁的に検討のうえ早急に実施する必要がある。</p> <p>建物・設備の長期耐用と利用者の安全を確保するため、施設・設備ごとに改修・点検等の記録を台帳や図面に収録し、活用されるよう全庁的に検討されたい。</p>	<p>指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成24年10月に実施した。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。</p> <p>指摘のあった施設については、随時改修・点検等の記録を収集する台帳を整備した。今後も適切な維持管理に努めていきたい。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年6月6日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局長寿福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年8月23日（平成22年監査公表第15号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>公有財産の管理について</p> <p>建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては、建築基準法により建築物等の劣化状況等の定期点検が義務付けられているところ、未だ実施されていないので、必要な措置を早急に実施する必要がある。</p>	<p>指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成23年10月に実施した。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年6月7日
 (2) 措置を講じた部局等 市民局市民課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日 (平成20年監査公表第13号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
公有財産の管理について 多数の市民が利用する公共建物にあっては、建築基準法の改正により建築物や建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられたところであるが、その点検が未だ実施されていないので、実施体制などを全庁的に検討のうえ早急に実施する必要がある。	指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成23年3月及び平成25年3月に実施した。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年6月7日
 (2) 措置を講じた部局等 市民局市民課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日 (平成21年監査公表第13号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
公有財産の管理について 建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては、建築基準法により建築物等の劣化状況等の定期点検が義務付けられているところ未だ実施されていないので、市有施設の管理及び建築専門部局等と協議のうえ、早急に実施する必要がある。	指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成23年3月、平成24年10月、及び平成25年3月に実施した。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年6月17日
 (2) 措置を講じた部局等 都市整備局緑と花の課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成22年8月23日 (平成22年監査公表第15号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
公有財産の管理について 建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては、建築基準法により建築物等の劣化状況等の定期点検が義務付けられているところ、未だ実施されていないので、必要な措置を早急に実施する必要がある。	指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成24年3月に実施した。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年6月20日
 (2) 措置を講じた部局等 企業局建設部維持管理課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日 (平成20年監査公表第13号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>公有財産の管理について</p> <p>多数の市民が利用する公共建物にあっては、建築基準法の改正により建築物や建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられたところであるが、その点検が未だ実施されていないので、実施体制などを全庁的に検討のうえ早急に実施する必要がある。</p>	<p>指摘のあった南部維持管理センターについては、平成24年5月及び6月に点検を行った。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。</p>

2 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年6月13日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局経営企画部経営企画課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月31日 (平成22年監査公表第5号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>(1) 中長期基本計画の着実な推進及び見直しについて</p> <p>管理指標に掲げられている経営分析手法の確立に際しては、経営コンサルタント等の外部有識者による経営分析を積極的に取り入れ、的確な助言を得ながら、それを着実に実行することにより、経営状況の好転に向け鋭意取り組まれない。</p>	<p>24年度からガス事業専門の経営コンサルティング会社と契約し、企業力診断や営業同行指導による営業実践力強化等を行い、経営状況のさらなる好転に向け、鋭意取り組んでいる。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第20号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成25年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 82,500円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 86,760円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 83,460円

2 原料価格変動額 19,700円

算式 83,460円(1トン当たり平均原料価格) - 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) = 19,700円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 19,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に16.15円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

4 平成25年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	243円11銭

B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	241円11銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	228円61銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	226円78銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	221円78銭

●金沢市公営企業告示第21号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成25年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 86,760円
- (2) 原料価格変動額 1,200円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 86,760円（1トン当たり平均原料価格）= 1,200円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 1,200円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から2.45円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成25年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	419円38銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	410円28銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成25年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 86,760円
- (2) 原料価格変動額 1,200円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 86,760円（1トン当たり平均原料価格）= 1,200円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 1,200円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から2.45円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成25年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	419円46銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	410円36銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成25年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 86,760円

- (2) 原料価格変動額 1,200円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 86,760円(1トン当たり平均原料価格) = 1,200円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 1,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から2.45円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	398円23銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	389円13銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成25年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 86,760円

- (2) 原料価格変動額 1,200円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 86,760円(1トン当たり平均原料価格) = 1,200円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 1,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から2.45円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	441円84銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	432円74銭

●金沢市公営企業告示第22号

平成25年公営企業告示第11号(水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託につ

いて)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成25年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称及び代表者の氏名	株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 水野 渉	山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	平成25年7月1日

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により、平成25年7月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条の規定により公告します。

平成25年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
543	広田設備	小松市平面町力5番地1
544	大栄設備工業	金沢市春日町11番7号
545	株式会社オアシスソリューション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番7号
546	岡田設備	金沢市入江3丁目22番地
547	株式会社OSGコーポレーション	大阪府大阪市北区天満1丁目26番3号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により、平成25年7月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成25年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
577	岡田設備	金沢市入江3丁目22番地
578	有限会社中山燃料	かほく市遠塚27番地3
579	松永商事	羽咋郡宝達志水町敷波234番地7

平成25年(2013年)7月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)7月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄